

被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類チェックリスト

年 月 日

申請者 住所
ふりがな
氏名

平成 28 年 4 月 1 日付け国住政第 101 号国住備第 506 号「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用にあたっての要件の確認について」別表「被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類一覧表」に掲げる書類を下記のとおり提出します。

記

提出書類		申請者チェック欄	
☐	①被相続人の住民票の除票の写し（原則コピー不可）	☐	被相続人の死亡日が確認できる。
		☐	被相続人が死亡するまで申請家屋に居住していたこと（老人ホーム等に入所していた場合は、死亡するまで老人ホーム等に居住し、かつ、老人ホーム等に入所するまで当該家屋に居住していたこと）が確認できる。
☐	②申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し（原則コピー不可）	☐	相続人が被相続人の死亡日（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、老人ホーム等への入所日）から申請家屋の取壊し日（当該家屋を取り壊していない場合は譲渡日）まで当該家屋に居住していなかったことが確認できる。
		☐	家屋の相続人全員分である。
☐	③申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書のコピー等	☐	申請家屋又はその敷地等を引き渡した日が確認できる。
		☐	申請家屋又はその敷地等について売買されたことが確認できる。
		☐	売主は申請者であることが確認できる。
④以下の(1)及び(2)の書類			
☐	(1)申請被相続人居住用家屋の敷地の登記事項証明書 （※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合、相続登記未了の場合は遺産分割協議書等）	☐	土地の「相続人の数」が確認できる。
	(2)申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書（原則コピー不可） （※未登記の場合は解体工事の請負契約書等） （※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合、相続登記未了の場合は遺産分割協議書等）	☐	家屋の「相続人の数」が確認できる。
		☐	申請家屋の取壊し日が確認できる。
☐	★当該家屋を取り壊した場合のみ 申請被相続人居住用家屋の登記事項証明書（原則コピー不可） （※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合、相続登記未了の場合は、遺産分割協議書等） ★耐震改修を行った場合のみ	☐	家屋の「相続人の数」が確認できる。

⑤以下の(1)～(3)のいずれかの書類			
☐	(1)電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	☐	使用中止日は被相続人の死亡日から申請家屋の取壊し日（当該家屋を取り壊していない場合は譲渡日）までの間である。
		☐	申請家屋で使用していたことが確認できる。
☐	(2)申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が広告していることを証する書面（コピー可。宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る。）	☐	申請家屋について広告していることが確認できる。
		☐	申請家屋の現況が空き家であることが表示されている。
		☐	申請家屋は取壊し予定であることが表示されている。
		★当該家屋を取り壊した場合のみ	
☐	(3)その他要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類（ ）		
☐	⑥申請被相続人居住用家屋の敷地等の使用状況が分かる写真（その撮影日が記載されたもの）等 ★当該家屋を取り壊した場合のみ	☐	撮影日は申請家屋の取壊し日から譲渡日までの間である。
		☐	申請家屋の敷地等が更地になった状態の写真である。
⑦被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(1)～(3)の全ての書類			
☐	(1)介護保険の被保険者証のコピーや障害福祉サービス受給者証のコピー等	☐	被相続人が要介護認定、要支援認定、障害支援区分の認定等を受けていたことが確認できる。
		☐	被相続人が老人ホーム等への入所時に要介護認定等を受けていたことが確認できる。
		☐	被相続人が入所していた老人ホーム等の名称が確認できる。
		☐	被相続人が入所していた老人ホーム等の所在地が確認できる。
☐	(2)老人ホーム等への入所時における契約書のコピー等	☐	被相続人が入所していた老人ホーム等が次のいずれかに該当することが確認できる。 ・認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居（認知症高齢者グループホーム）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、軽費老人ホーム（ケアハウス）又は有料老人ホーム ・介護老人保健施設又は介護医療院 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居（グループホーム）
		☐	入所していた全ての老人ホーム等の契約書のコピー等である。
(3)以下の㉔～㉖のいずれかの書類			
☐	㉔電気、水道又はガスの契約名義（支払人）及び使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	☐	契約名義（支払人）は被相続人である。
		☐	使用中止日は被相続人の死亡日以降である。
		☐	申請家屋で使用していたことが確認できる。
☐	㉕申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録（老人ホーム等が保有するもの）のコピー等	☐	被相続人が老人ホーム等に入所してから死亡するまでの間に申請家屋に外出、外泊等をしていたことが確認できる。
☐	㉖その他要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類（ ）		

※ 申請者チェック欄に記載された項目のうち、提出書類のみで確認できない項目等がある場合は、それが確認できる補完書類等が必要となります。